

フマル酸、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラクタターゼ、ラクトパチルス、アシドフィルス、ラクトパチルス、サリバリウス、ラサロシドナトリウム、リパーゼ及びビリン酸タイロシン並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤

四 (略)

ム、フィターゼ、フマル酸、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラクタターゼ、ラクトパチルス、アシドフィルス、ラクトパチルス、サリバリウス、ラサロシドナトリウム、リパーゼ及びビリン酸タイロシン並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤

四 (略)

附 則
この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第二千八百十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十六号）の一部を次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

農林水産大臣 吉川 貴盛

改正後

第2章 アミノ酸及び非アミン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法

1 (略)

2 配合飼料の非アミン態りんの成分量 (略)

アスターゼの種類	算出方法
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の(138)	(略)
アスターゼ（その1）	(略)
同(138)	(略)
アスターゼ（その2の(1)）	(略)
同(138)	(略)
アスターゼ（その2の(2)）	(略)
同(138)	(略)
アスターゼ（その2の(3)）	(略)

3・4 (略)

改正前

第2章 アミノ酸及び非アミン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法

1 (略)

2 配合飼料の非アミン態りんの成分量 (略)

アスターゼの種類	算出方法
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の(139)	(略)
アスターゼ（その1）	(略)
同(139)	(略)
アスターゼ（その2の(1)）	(略)
同(139)	(略)
アスターゼ（その2の(2)）	(略)
同(139)	(略)
アスターゼ（その2の(3)）	(略)

3・4 (略)

附 則
この告示は、公布の日から施行する。